

6 第 64 条の 5 《損益通算》関係

【新設】(通算グループから中途離脱した通算法人についての損益通算の適用)

2-20 法第 64 条の 5 第 1 項《損益通算》に規定する所得事業年度及び同条第 3 項に規定する欠損事業年度は、通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限られるのであるから、当該通算親法人の事業年度の間において当該通算親法人との間に通算完全支配関係を有しなくなったことにより通算承認の効力を失った通算法人のその有しなくなった日の前日に終了する事業年度については、これらの規定の適用はないことに留意する。

【解説】

1 グループ通算制度における損益通算とは、通算法人の所得事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する事業年度において通算前欠損金額が生ずる場合に、その通算法人のその所得事業年度の通算対象欠損金額は、その所得事業年度において損金の額に算入し(法 64 の 5 ①)、通算法人の欠損事業年度終了の日においてその通算法人との間に通算完全支配関係がある他の通算法人の当該終了の日に終了する事業年度において通算前所得金額が生ずる場合には、その通算法人のその欠損事業年度の通算対象所得金額は、その欠損事業年度において益金の額に算入することとされている(法 64 の 5 ③)。

この所得事業年度とは通算前所得金額の生ずる事業年度をいい、欠損事業年度とは通算前欠損金額の生ずる事業年度をいい、これらの所得事業年度及び欠損事業年度において損益通算の規定の適用を受けることとなるのであるが、いずれも上記の通算法人に係る通算親法人の事業年度終了の日に終了するものに限られている(法 64 の 5 ①③)。

2 ここで、この上記 1 の後段の具体的に意味するところについて、換言すると、損益通算の適用を受けるためには、通算法人は通算親法人の事業年度の終了の日までその通算グループ内にいる必要があるということであり、すなわち、通算親法人の事業年度の間において通算承認の効力を失い通算グループから離脱した法人のその離脱日の前日に終了する事業年度については、損益通算の規定を適用できないということとなる。本通達において、このことを留意的に明らかにしている。

3 なお、この損益通算のほか、いわゆるグループ調整計算が措置されている各種規定(注)についても本制度にならった制度設計とされ、同様の規定振りで定められているところ、これらの各種規定における事業年度についても上記 2 の取扱いとなることを前提としていることに、併せて留意が必要である。

(注) 例えば、次の規定がこれに該当する。

- (1) 受取配当等の益金不算入(令 19④～⑨)
- (2) 会社更生等による債務免除等があった場合の欠損金の損金算入(法 59)
- (3) 欠損金の通算(法 64 の 7)
- (4) 各事業年度の所得に対する法人税の税率(法 66⑥～⑪)
- (5) 特定同族会社の特別税率(留保金課税)(令 139 の 8)
- (6) 外国税額の控除(法 69⑭～⑯)

- (7) 欠損金の繰戻しによる還付（法 80⑦⑧）
- (8) 試験研究を行った場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 4 ⑧⑬⑱）
- (9) 地方活力向上地域等において雇用者の数が増加した場合の法人税額の特別控除（措法 42 の 12⑤）
- (10) 通算法人の仮装経理に基づく過大申告の場合等の法人税額（措法 42 の 14①）
- (11) 新鉱床探鉱費又は海外新鉱床探鉱費の特別控除（措法 59③）
- (12) 沖縄の認定法人の課税の特例（措法 60④～⑧）
- (13) 国家戦略特別区域における指定法人の課税の特例（措法 61③～⑦）